諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成31年1月28日(平成31年(行情)諮問第57号)

答申日:令和元年10月25日(令和元年度(行情)答申第270号)

事件名:労働保険審査会の特定事件番号の裁決に係る審査資料の一部開示決定

に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書(以下「本件対象文書」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年 8月1日付け厚生労働省発基0801第3号により厚生労働大臣(以下 「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載 によると、おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求書

ア 趣旨及び理由

- (ア) 開示する行政文書の名称について、具体的な文書名が記載されて おらず、いかなる文書が本件対象文書として特定されたのか明確で ないため、具体的な文書名の明示を求める。
- (イ) 不開示とした部分について不服があり,不開示部分の変更を求める。
- (ウ) 開示の実施の方法等について、写し(CD-R等)の送付を希望する場合の郵送料として通常郵便料金(140円)に簡易書留(310円分)を加算した金額(450円)が記載されていた為、開示の実施の申し出を行う際に簡易書留は必須なのか質問するも、回答ないまま450円分の納付通知があり、必須なのだと思い納付を行ったが、後日、簡易書留は必須ではないことが判明した。過剰に納

付させられた310円分の返金を求める。

イ 不開示とした部分についての不服の詳細内容

本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」には、「特定個人の氏名・住所・生年月日・申述及び主張内容、特定年月日、特定医療機関、特定状況等は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれのある情報であり、法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、また、特定法人等の名称については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法5条2号イに該当することから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした。」と記載されている。

しかしながら、「特定個人の申述及び主張内容」や「特定年月日」、「特定状況」であっても、特定の個人を識別することができるとはいえず、また公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるともいえない情報については、法 5 条 1 号に該当せず、不開示とするのは適切ではない(同号ただし書イからハまでのいずれかに該当する情報についても同様)。ところが開示された文書をみると、例えば別表に掲げる対象文書中冒頭の労働保険審査会の「審理調書」では、雇用保険請求人(本件対象文書に係る特定事件の雇用保険の処分についての再審査請求人をいう。以下同じ。)の申述等の情報はその全部が、公務員である原処分庁の申述も巻き込んで、ことごとく不開示となっているようにみえる。

不開示部分が具体的な勤務先,勤務日時等といった,特定個人の識別につながる可能性がある情報のみであるとは考え難く,その多くは,受給資格を有することの主張や釈明,原処分庁の意見に対する疑問点などであると考えられる。例えば,再意見書(丙第3号証)には,

「聴取書(乙第6号証)においても『取締役1名のため、代表の地位にあったことになります』と認めている」、「反論書において、請求人は『会社の役員』ではないと記載されている」との記載が開示されている。しかし、乙第6号証は、書式部分等を除き、内容が全部不開示とされていて、いかなる意味で「会社の役員ではない」と主張しているのか把握できなくしている。特定個人を識別することができない情報までを不開示とするのは明らかに不適切である。

再審査請求人の意見、反論などを不開示とし、原処分庁の意見のみ を開示するのでは、審査が適正に行われたのかを検証することが難 しくなり、もしも間違った裁決が行われた場合に間違いが隠蔽され てしまう恐れがある。例えば、開示された部分から読み取る限りでは、雇用保険請求人は"(特定)有限会社"の唯一の取締役であるが、会社法の規定により、有限会社で取締役1名の場合は代表取締役として登記できない。そのため、決定書(丙第7号証)の「(2)法律上の判断 ホ」に「■■会社■■■■■の代表取締役に就任していることは、法人登記簿上、明白である」とあるのは不適切な記述であるが、会社名の"有限"部分を不開示とすることで(株式会社ならば取締役1名でも代表取締役の登記が可能なので)隠蔽されてしまっている。代表取締役としての登記の有無は、雇用保険請求人の主張や他の条件次第ではあるが、裁決結果に影響する可能性があると考えられる重要ポイントである。

丙第7号証では、事件番号である「平成24年特定番号」等、法5条1号又は同条2号イのいずれにも該当しないにも係わらず、不開示とされている部分もある。

以上により、不開示とされた部分の各々について、本当に不開示と するべき情報のみであるのか確認し、開示するべき部分については 開示することを求める。

「特定医療機関」については、不開示部分に医療機関の名称が含まれていないならば、不開示理由と無関係な記載であり、本件開示決定通知書から削除することを求める。

また、「特定法人等の名称」が法5条2号イに該当するのか疑問がある。法人の名称自体は登記簿により公にされているものだからである。"法5条1号に該当"の間違いではないか?

(2) 意見書

ア 「開示する行政文書の名称」欄の記載について

過去の答申(平成22年度(行情)答申第283号)にて、「原処分が行政文書としての件名、日付、文書番号等で特定することなく、開示請求書の文言を開示決定通知書の開示する行政文書の名称欄にそのまま記載したために生じたことであり、今後、行政文書開示決定通知書には原則として具体的な件名等を明示するべきである」旨付言されています。答申27-440、27-586、27-618、29-396等にも同様な付言があります。

本件開示決定通知書の「開示する行政文書の名称」欄をみると、本件開示請求書の「請求する行政文書の名称等」からそのまま転記し、末尾に「(***関係)」と追記したものになっています。本件対象文書は、理由説明書(下記第3の3(1))にあるとおり、「平成25年特定番号B(2013年度)」等の行政文書ファイルからいくつかの文書を特定したものですから、上記答申の付言のとおり、

それらの具体的な行政文書名(件名,日付,文書番号等)を記載するべきと考えます。

諮問庁は理由説明書(下記第3の4(1))で、本件対象文書の文書名を「平成25年度特定番号B(2013年度)」であるとしていますが、これは"行政文書ファイル"の名称であって、今回特定された文書の名称ではありません。具体的な文書名は、例えば、「丙第7号証 意見書(下職安発第_号、平成_年_月_日)の写し」のようなものではないかと推測されます。

なお、理由説明書(下記第3の3(1))には① \sim ⑬の13個の文書を特定した旨の記載がありますが、この記述は不正確で実際は14個の文書が開示されています。このことは労働保険審査会事務室の職員から審査請求書提出後に電子メールで説明を受けて判明しました(この14個目の文書(証拠説明書)は開示請求の対象に該当するのか、あるいは他の証拠説明書は該当しない内容なのかについても確認して頂けますよう願います。)。

このような間違いがあっては困るため、いかなる文書が対象文書と して特定されたのか明確に分かるように具体的な文書名を明記され るよう願います。

イ 郵送料について

審査請求書に郵送料について記載しましたが、理由説明書に言及が ありません。

本件開示決定通知書の3(3)には、写しの送付を希望する場合の 郵送料について、用紙の場合には690円(380円+簡易書留31 0円)と記載されています。そこで平成30年8月2日に開示の実施 の申し出を電子申請システムにて行う際、添付書類の機能を利用して、 簡易書留は必須なのかを質問しましたが、何ら返答ないまま、同月6 日に簡易書留込みでの手数料納付の通知があり、必須なのだと誤解し 納付しました。これらの経緯は電子申請システムの記録にて確認可能 だと思います。後日、同月21日の電子メールにて情報公開文書室の 職員から添付書類は確かに届いていたが、担当者が見落としていたと の説明を受けました。

手数料を余分に納付させられた点について当方には落ち度はないと 思うので返金して下さるよう願います。

ウ 不開示部分について

理由説明書(下記第3の3(3))で、不開示とする情報の種別と 不開示とする理由が述べられていますが、本文全部が墨塗りされてい る文書が大半であり、具体的にどの部分をどの理由で不開示としてい るのか判別できない状態になっています。各々の不開示部分がどの理 由に該当するのかを明示しなければ、妥当であるのか否かの判断が曖昧になるため、可能な限り不開示部分と不開示理由の対応を明確にして頂けますよう願います。

以下、不開示とする情報の種別ごとに意見を述べます。

(ア) 「代理人等の氏名と住所等」について

代理人となっている弁護士の氏名、所属、事務所住所等は開示されるべきです。立会審理議事録に登場する雇用保険審査参与の氏名も 開示されるべきです。

代理人については、過去の答申(平成28年度(行情)答申第12 1号等)にて「請求人代理人の資格、氏名、郵便番号、事務所所在 地、事務所名、電話番号及びFAX番号には、当該再審査請求人を 識別することができる記述等は含まれておらず、これを公にしても、 当該再審査請求人を特定することが可能であるとはいえないことか らすると、当該再審査請求人の権利利益が害されるおそれはないと 認められるので、開示すべきである」と判断されています。

雇用保険審査参与については、官報に氏名が掲載され、複数県の経営者協会のWEBにて氏名・所属が公開(静岡、愛知、三重、岐阜、富山などで確認)されていることから、弁護士と同様に氏名が開示されるべきです。過去に開示された例もあります(平成22年度(行情)答申第403号)。

(イ) 「雇用保険請求人の主張」に該当する部分について

過去の答申(平成29年度(行情)答申第189号)で,「特定個人の災害補償給付に関する労働災害の個別具体的な状況,鑑定を実施した医師による診断結果や関係者からの聴取内容等が記載されており、関係者等一定範囲の者には、特定個人が誰であるかが特定される可能性があり、かつ、これらの情報は、通常、他人に知られることを忌避する性質の特定個人の機微にわたる私的な情報であり、個人識別部分を除いたとしても、これを公にすることにより、なお、特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、部分開示できない」と判断したものがあります。

(中略)

しかしながら、本件は労災保険ではなく、雇用保険の再審査請求 事件に関するものであり、(中略)したがって労災の状況や医師の 診断結果は含まれておらず、関係者からの聴取も行われていません。 故に「雇用保険請求人の主張」だから不開示にすべきとは言えない のではと考えます。この点について、別途開示請求を行った結果、 雇用保険請求人の主張であっても開示された部分があります。

(例1ないし例6は,略)

以上のように本件対象文書のいくつかについて別途開示請求を行ったところ,ほぼ全てが開示されたことから,本件対象文書の不開示部分は(雇用保険請求人の氏名と住所と離職日を除き),ほぼ全て開示されるべきだと考えられますので,その確認を願います。

(ウ) 「事業場関係者の主張」について

(以下略)

事業場関係者とは誰のことなのか不明です。雇用保険請求人以外では、その妻、雇用保険請求人の現職場の従業員、前々職のオーナー氏とその息子、前々職の従業員(資格喪失届)、前々々職の従業員(社員一覧表)等が登場しますが、雇用保険請求人以外の者が特段何かを主張している部分がありそうにありません。

「事業場関係者の主張」とは具体的にどの部分を指していて, それは不開示とするのが適切であるのか確認して頂けますよう願います。

(エ)「請求に係る処分日」,「裁決年月日」及び「関係資料の作成・ 提出年月日」について

雇用保険請求人の離職日や求職日,職安出頭日,資料作成日等については雇用保険請求人が直接に関係するため,特定個人が識別されることを考慮し不開示となる可能性はあると思います。それら以外については,具体的には,公務員の作成した意見書等の作成・提出年月日,関係資料の受領日,決定書の決定日,請求に係る処分日,(本件対象文書に含まれているならば)裁決書の裁決日等,雇用保険請求人の作為と直接には関係しない年月日については開示されるべきです。これらの情報は特定個人を識別できないものですし,意見書や決定書等の文書番号や内容が開示されているのと比べると,作成日や決定日等の日付だけが特定個人の機微にわたる私的な情報に該当するとは考えられないからです。

特に、請求に係る処分については、本件と同時に開示請求した別件事件では、雇用保険請求人が職安に出頭した日に登記簿謄本を確認して同日に処分を行ったことが開示されているため、処分日を不開示とすることに納得できます。しかし、本件事件では、別途開示請求により「雇用保険における失業等給付の返還命令書」が開示されていて、処分の理由は「受給資格決定以前から、法人の取締役に就任していたにもかかわらず、その事実を秘匿して失業等給付金を不正に受給したため」であること等が開示されています。ここまで開示して日付だけを不開示とする理由は存在しないと思われます。

また,国会にて審査請求事件や再審査請求事件にも言及する際に は事件を特定するために決定日や裁決日が使用されています。論文 等で裁判例を引用する際にも(事件名,裁判所名ともに),判決日を記すのが通常です。

(例)略

国会等で言及された事件について確認するために、特定年月日の 決定書を対象として開示請求すると、決定日を不開示とするために 開示決定されないとしたら、疑問を感じます。

雇用保険請求人の作為に直接関係しない年月日については開示されるよう願います。

(オ)「離職理由」について

離職状況(離職コード)は1A(11)であり、具体的には立会 審理議事録6頁に、事業廃止により離職となった旨が開示されてい ます。「離職理由」としてどこを不開示としているのか、それは妥 当なのか確認して頂けますよう願います。

(カ) 「再審査請求の経緯」について

(別途開示された)裁決書等にて、再審査請求に及んだ経緯は開示されています。平成25年特定番号B事件ならば、より具体的に、平成22年に離職、同年特定日に求職申込、特定日数分の基本手当を受給後、別途職安に提出された求人票から請求人が取締役に就任していることが判明し、不正受給の処分を受けて審査請求をしたが、審査官は棄却したので、再審査請求に及んだ等と開示されています。

これら以外に「再審査請求の経緯」に該当する部分とは何処なのかを明確にして、不開示とするのが妥当なのか確認して頂けますよう願います。

(キ)「事業場を特定する情報」等について

雇用保険請求人が代表者となっている会社名を開示すると当該個人が識別されるため、これを不開示とするのは納得できますが、雇用保険請求人とは無関係な(あるいは関係があっても特定個人として識別されない程度の)会社名やその所在地、事業活動、規模(資本金や従業員数?)、設立年月日については、公にされても法人に対する信用は低下せず、なんら正当な利益は害されないことから、この理由による不開示は不適切です。

法人登記簿には、商号・本店所在地・設立日・目的・資本金額などが記載されていて誰でも閲覧可能ですし、ハローワークの求人票では、会社情報として従業員数・事業内容・創業年・資本金などが記載されていることから、これらは一般的に公開されてよい情報であり、公開しても法人に対する信用は低下しない情報であると考えられます。

不開示とする理由を修正するか、そうでなければこの理由により

不開示としている部分は開示されるべきです。

平成25年特定番号B事件ならば、(別途開示された)立会審理議事録で、会社設立前の職場で主たる業務とやっていたものが人身売買と批判されて入国管理局の実態調査を受け、事業が難しくなったため、オーナーに依頼されて(名目上の)取締役に就任したこと、業務内容は外国人の芸能人を日本に招聘すること、前職同様に入国管理局にチェックされて、本店の土地・建物が競売され、本店所在地の変更登記をしたこと、オーナー氏所有の土地・建物も差押されていること、給与支給が遅滞してきたため離職したこと等の事情が開示されています。

「事業場を特定する情報」等に該当するとして不開示となっている部分は、これら以上に法人に対する信用に影響する有害な情報であるのか確認して頂けますように願います。

立会審理議事録(丙第5号証)4頁に登場する録音のテープ起しの委託先名は、雇用保険請求人とは無関係な事業者と思われるので、 開示して頂けますよう願います。

- (ク)上記に該当しない情報なのに不開示になっている部分について 本件対象文書の大部分が不開示となっているため、判別が難しい のですが、少なくとも次の部分は不開示情報に該当しないと思われ るため開示して頂けますよう願います。
 - a 意見書や再意見書などの文書番号(全部を)
 - b 提出された資料の審査官受付印の中に記入する番号(反論書, 審査請求書など)
 - c 決定書の表紙の事件番号(平成24年特定番号)
 - d 決定書や立会審理議事録の参与の意見

逆に、雇用保険請求人の受給金額のように、理由説明書(下記第3の3(3))には記載されていないが、むしろ不開示部分に整合するように理由説明書の記載を修正するべきではないかとも思われる部分もあります(受給金額が開示されている決定書もあり、開示されてよい情報なのか明記されることを望みます。)。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1)審査請求人は、平成30年7月3日付けで処分庁に対し、法の規定に 基づき別紙の2に掲げる文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対する処分の一つとして、処分庁が本件対象文書を特定して一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年10月28日付け(同月30日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

原処分における不開示部分のうち、下記3(4)に掲げる部分を諮問に 当たり新たに開示した上で、その余の部分については不開示とすることが 妥当であると考える。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

審査請求人が開示を求める文書は、労働保険審査会が裁決を行った再審査請求事件のうち、「法人の代表者に係る雇用保険の失業等給付の受給資格決定について争われた」事件の裁決に係る文書と考えられることから、本件開示請求を受けてこれを探索したところ2件の裁決が認められた。

本件では、その一方である「平成25年特定番号B」の裁決に係る審査関係書類のうち、当該事件の背景や雇用保険請求人や原処分庁の意見等が記された文書である、次の①ないし⑬の文書を本件対象文書として特定した。

①平成25年特定番号B事件の審理調書並びに②甲第9号証、③甲第10号証、④甲第11号証、⑤甲第12号証、⑥乙第6号証、⑦丙第1号証、⑧丙第2号証、⑨丙第3号証、⑩丙第4号証、⑪丙第5号証、⑫丙第6号証及び⑬丙第7号証

(2) 労働保険審査会について

労働保険審査会は、労働保険審査会及び労働保険審査官法(昭和31年法律第126号)25条に基づき、労働者災害補償保険法38条及び雇用保険法69条の規定による再審査請求の事件を取り扱うため、厚生労働大臣の所轄の下に設置されている機関である。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号の不開示情報該当性について

本件対象文書には、雇用保険の再審査請求人(雇用保険請求人)、 再審査請求代理人等の氏名、住所等、個人に関する情報であって、特 定の個人を識別することができる情報が記載されており、当該情報は 法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該 当しないため、不開示とすることが妥当である。

また、本件対象文書には、雇用保険請求人の離職年月日、離職理由、 請求に係る処分日、同人の主張、事業場関係者の主張、裁決年月日、 関係資料の作成・提出年月日等、再審査請求の経緯等が詳細かつ具体 的に記載されている。

これらの情報は、雇用保険請求人等の個人に関する情報であり、また、機微にわたる私的な情報であって、一般的に他人に知られること を忌避する性質のものであるとともに、近親者(原文ママ)であれば 識別できる可能性が高いものである。したがって、公にすることにより、特定個人を識別できる情報又は特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものであり、法 5 条 1 号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イの不開示情報該当性について

本件対象文書には、再審査請求に係る法人に関する情報であって、 事業場を特定する情報や事業活動及び収益状況、規模、設立年月日等 が含まれており、これらが公にされた場合、法人に対する信用を低下 させ、取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上 の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号 イの不開示情報に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(4) 新たに開示する部分について

本件対象文書の⑦丙1号証及び⑨丙第3号証の文書番号のうち「京七職」の部分については、法5条各号の不開示情報のいずれにも該当しないと認められることから、諮問に当たり開示することとする。

- 4 審査請求人の主張について
- (1) 開示する行政文書の名称について

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)ア)において、開示される行政文書の具体的な文書名が記載されておらず、いかなる文書が対象文書として特定されたのか明確ではないため、具体的な文書名の明示を求めているが、上記3(1)で述べたとおり、本件対象文書の文書名は「平成25年特定番号B(2013年度)」である。

- (2) 不開示部分について
 - ア 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1)イ)において、「特定個人の申述及び主張内容」や「特定年月日」、「特定状況」については、特定の個人を識別することができるとはいえず個人の権利利益を害するおそれがなく、法5条1号に該当しない等主張しているが、その不開示情報該当性については、上記3(3)アで述べたとおりである。
 - イ 「特定医療機関」は無関係な記載であるとして削除を求めているが、 本件対象文書を改めて確認したところ、特定の医療機関の名称は含まれていないことから、本件開示決定通知書に記載した「特定医療 機関」の文言は、削除するものとする。
 - ウ 「特定法人等の名称」について、法人の名称自体は登記簿により公 にされているものであり、法 5 条 2 号イに該当しない等主張してい るが、その不開示情報該当性については、上記 3 (3) イで述べた とおりである。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分の うち、上記3(4)で掲げる部分を諮問に当たり新たに開示した上で、そ の余の部分については、法5条1号及び2号イに基づき、原処分を維持し て不開示とすることが妥当であるものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成31年1月28日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年2月20日 審議

④ 同月25日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 令和元年7月31日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年10月23日 審議

り 向年 1 0 月 2 3 日

第 5

5 審査会の判断の理由 1 本件開示請求について

別紙の1に掲げる文書(本件請求文書)の開示を求める本件開示請求に対する処分の一つとして処分庁が、本件対象文書の一部について、法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書の特定を争うとともに、不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については原処分を妥当としていることから、本件対象文書の見分結果を踏まえ、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1)審査請求人は、意見書(第2の2(2)ア)において、他の証拠説明 書は開示請求の対象に該当しないのか確認されたい旨主張している。
- (2) そこで、本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。
 - ア 裁決書平成25年特定番号B事件の裁決書の審査資料を再度確認したが、当該裁決書の別紙に記載されている証拠説明書は、原処分において既に特定されている(別表の1欄に掲げる「甲第11号証」)。
 - イ また、立会審理議事録(別表の1欄に掲げる「丙第5号証」)において、雇用保険請求人及び特定公共職業安定所から証拠説明書がそれ ぞれ提出されたとされているところ、このうち雇用保険請求人から提 出された証拠説明書は、京都労働局から労働保険審査会に提出されて

おり、原処分において既に特定されている(別表の1欄に掲げる丙第6号証の一部)。

- ウ 一方,特定公共職業安定所から提出された証拠説明書は,京都労働局から労働保険審査会に提出されていないため,厚生労働省において保有していない。
- (3)上記(2)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆 すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

- 3 不開示情報該当性について
- (1) 開示すべき部分(別表の6欄に掲げる部分)について
 - ア 通番1の5頁23行目6文字目ないし38文字目には、雇用保険請求人の給付金に関する対応が記載されており、法5条1号本文後段に規定する特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

しかしながら、当該部分は、原処分において開示されている情報から容易に推認できる内容であり、公にされ又は公にすることが予定された情報であると認められることから、法 5 条 1 号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分には、特定事業場に関する内容は含まれていないことから、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当 せず、開示すべきである。

イ 通番1の5頁23行目39文字目及び24行目には、厚生労働省の職員の申述内容が記載されており、通番11の77頁8行目、10行目及び12行目部分並びに79頁2行目及び7行目は、雇用保険請求人の発言に対する京都労働局雇用保険審査官の応答であり、いずれも公務員の職務に基づく発言内容であり、その内容に雇用保険請求人を特定させる個別具体的な内容は含まれていないことから、法5条1号に規定する個人に関する情報に該当するとは認められない。

また、当該部分には、特定事業場に関する内容は含まれていないことから、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当

せず、開示すべきである。

ウ 通番7の35頁1行目,2行目及び13行目,通番8の43頁7行目並びに通番9の53頁1行目及び2行目は,特定公共職業安定所長が京都労働局雇用保険審査官に提出した意見書の番号,日付及び項目部分であり,法5条1号に定める個人に関する情報とは認められない。また,これを公にしても,特定事業場の取引関係等の面において,同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当 せず、開示すべきである。

エ 通番3,通番8ないし通番10及び通番12(いずれも受付印部分に限る。)は、労働保険審査会又は京都労働局の受付印のうち、提出された文書を管理するための番号であり、法5条1号に定める個人に関する情報とは認められない。また、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当 せず、開示すべきである。

オ 通番11の71頁(4行目を除く。),72頁1行目ないし3行目, 114頁24行目及び25行目,116頁7行目及び25行目,11 7頁17行目,18行目,21行目及び22行目,119頁6行目, 22行目及び23行目,120頁5行目,10行目及び20行目,1 21頁5行目及び26行目,122頁1行目並びに126頁15行目 及び16行目部分は,京都労働局雇用保険審査参与の氏名であり,法 5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって特定の個人を 識別することができるものに該当する。しかしながら,当該部分は, 「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年 8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)における「職務遂行 に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し,特段の支障の生ず るおそれがある場合を除き,開示することとされており,いずれも特 段の支障の生ずるおそれがある場合に該当するとは認められないこと から,同号ただし書イに該当すると認められる。

また、当該部分は、特定事業場に関する情報であるとは認められないことから、これを公にしても、当該事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当 せず、開示すべきである。 カ 通番1(上記ア及びイを除く。),通番3(上記工を除く。),通 番4,通番8(代理人氏名部分),通番10(代理人氏名部分), 通番11の72頁6行目2文字目ないし6文字目及び13文字目ないし16文字目並びに21行目ないし24行目部分,通番12の129頁(上記工を除く。),133頁(上記工を除く。)及び137頁代理人弁護士の氏名部分,通番13の141頁(1行目を除く。)部分は,再審査請求人の代理人の資格,氏名,郵便番号,事務所所在地,事務所名,電話番号及びFAX番号である。

これらが記載されている文書は特定番号事件の審理調書及び裁決書の別紙資料の一部であり、これら各資料において、当該部分は雇用保険請求人の氏名、住所及び生年月日等と併せて記載されていることから、当該部分は各資料ごとに一体として雇用保険請求人に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予 定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該 当するとは認められず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認 められない。

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、当該部分には、雇用保険請求人を識別することができる情報は含まれておらず、これを公にしても当該個人を特定することが可能であるとはいえないことからすると、雇用保険請求人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

また、当該部分のうち、代理人弁護士の氏名を開示しても、本件事 案の場合、雇用保険請求の代理人となったことが明らかになるのみ であり、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利 益を害するおそれがあるとは認められない。

さらに、代理人弁護士の氏名が不開示情報に該当しない場合、当該 弁護士の事務所の郵便番号、所在地、名称、電話番号及びFAX番 号は、日本弁護士連合会の弁護士情報検索において検索可能である から、これも不開示情報には該当しない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号及び 2 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番2,通番6,通番8(上記ウ,工及び力を除く。),通番10 (上記工及び力を除く。),通番11(上記イ,才及び力を除く。), 通番12(上記工及び力を除く。)及び通番13(上記力を除く。) には,雇用保険請求人の申述・記述内容及び同人が代表取締役とされ ていた事業場に関する情報並びに雇用保険請求人を聴取した特定公共 職業安定所の職員の印影が記載されており、通番7(上記ウを除く。) 及び通番9(上記ウ及び工を除く。)には、雇用保険請求人に対して なされた処分に関して特定公共職業安定所から京都労働局雇用保険審 査官に対し提出された意見が記載されており、それぞれ法5条1号本 文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別する ことができるものに該当する。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、法の規定に基づく開示請求に係る別件諮問事件において、諮問庁は、別表の1欄に掲げる丙第7号証と同一の文書を諮問に当たり追加して特定し、その一部を開示すべきとしているとのことであり、また、法の規定に基づく開示請求に係る別の別件諮問事件において、当該事件の原処分庁は、別表の1欄に掲げる甲第9号証、乙第6号証、丙第1号証、丙第2号証、丙第3号証、丙第4号証、丙第5号証、丙第6号証及び丙第7号証と同一の文書を特定し、その一部を開示しているを立て、当審査会において、これら同一の各文書の提示を受けて確認したところ、当該部分は、これら各文書にいて諮問庁が諮問に当たり開示すべきとしている情報又は原処分において開示されている情報と同様の内容と認められる。このため、当該部分は、公にされ、又は公にすることが予定された情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、同様の理由により、当該部分を公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号イのいずれにも該当 せず、開示すべきである。

- (2) その余の部分(別表の6欄に掲げる部分を除く部分)について
 - ア 通番11の74頁部分について

当該部分には、京都労働局が業務を委託している事業場名が記載されており、これを公にすると、当該事業場の取引先を明らかにすることとなり、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番3,通番4,通番8,通番10及び通番12の代理人弁護士の 印影部分について

弁護士の印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認

められ、これを公にすると、偽造等によって当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分について

本件対象文書は、雇用保険給付の再審査請求事案である特定番号 B 事件の審理調書及び裁決書の別紙資料の一部であり、雇用保険請求人である特定個人の氏名及び住所並びに審査請求等に関する受付日、離職日等の雇用保険の処分に係る具体的な日付並びに会社名、印影及び電話番号並びに雇用保険請求人の申述内容、雇用保険請求人を特定させる個別具体的な内容を含んだ京都労働局雇用保険審査官又は労働保険審査会委員の質問内容等が記載されており、このような記載は、一体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討する。

厚生労働省のウェブサイトには、労働保険審査会の裁決の概要が掲載されていることから、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件開示請求に係る裁決は掲載していないとのことであった。

そのほかに、当該部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、法 5 条 1 号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、雇用保険請求人である特定個人の氏名、住所、会社名、印影、電話番号は個人識別部分であり、部分開示の余地はなく、その余の部分は、雇用保険請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

5 付言

処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件開示請求 書とほぼ同一の文言を本件開示決定通知書に記載した上で、別表の1欄に 掲げる各文書を開示したものであるが、審査請求人も具体的な文書名の明示を求めているとおり、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書名として別表の1欄に掲げる各文書の名称を具体的に記載すべきであった。処分庁においては、今後、特定した文書の具体名の明記に留意して適切に対応することが望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 髙野修一,委員 久末弥生,委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

法人の代表者に係る雇用保険の失業等給付の受給資格決定について争われ た再審査請求(労働保険審査会)にて参照された審査資料のうち、事件の背 景や請求人や原処分庁の意見等が記された文書

- ・ 例1:裁決書平成25年特定番号Aの審査資料丙7~丙9
- ・ 例2;裁決書平成25年特定番号Bの審査資料甲9~甲12,乙6, 丙1~丙7
- ・ 例 1 や例 2 以外に法人代表者の受給資格決定について言及がある裁決書 がありましたら、その裁決書と審査資料も対象文書に含めて下さい。
- ・ 開示請求の対象と思われる文書が特定されましたら、手数料の納付前 に、文書名等を確認させて頂きたいので御連絡をお願い致します。
- ・ 開示請求書の補正や対象文書一覧等の御連絡は、郵便ではなく、電子申 請時に登録した電子メールアドレス(添付ファイル可)にて下さるようお 願い致します。

2 本件対象文書

法人の代表者に係る雇用保険の失業等給付の受給資格決定について争われ た再審査請求(労働保険審査会)にて参照された審査資料のうち,事件の背 景や請求人や原処分庁の意見等が記された文書(平成25年特定番号B関係)

別表

列衣	ь _т	_	0 =>	4 =>6-	- · +	o 明二上 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1 対象 	鲁文身	2	3 諮	4 諮	5 法	6 開示すべき部分
			問庁	問庁	5条	
	T	通	が「	が	各号	
文書名	頁	番	新た	「不	該当	
			に開	開示	性等	
			示す	を維		
			る部	持す		
			分」	る部		
			とし	分」		
			てい	とし		
			る部	てい		
			分	る部		
				分		
審理調	1ない	1	_	不開示	1号,	3頁6行目,14行目2文
書	し16			部分	2 号イ	字目,3文字目,9文字目
						ないし32文字目、5頁2
						3行目6文字目ないし24
						行目, 9 頁 8 行目 2 文字
						目,3文字目,10行目2
						文字目,3文字目,14行
						目 2 文字目, 3 文字目, 1
						7 行目 2 文字目, 3 文字
						目,11頁6行目2文字
						目,3文字目,10行目2
						文字目, 3 文字目, 1 3 頁
						10行目2文字目,3文字
						目,15頁10行目2文字
						目,3文字目
甲第9	17な	2	_	不開示		17頁2行目1文字目,2
号証	いし2			部分		文字目, 5 行目 3 文字目,
	2					4 文字目、18 文字目ない
						し31文字目,6行目3文
						字目ないし27文字目,3
						0文字目ないし7行目、8
						行目3文字目ないし7文字
						目, 21文字目ないし29
				<u> </u>		1, 1, 2, 1, 3, 5, 5, 1, 5, 1

					文字文字 1 字行目し文字 2 字 1 字 1 字 1 字 1 字 1 字 1 字 1 字 1 字 1
					行目25文字目,28文字
					字目,7行目10文字目ないし10行目
甲第 1	23な	3	_	不開示	23頁受付印のうち番号部
0号証	2 5 A いし 2			部分	分、代理人弁護士氏名(印)
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□				一部ガ	
	8				影除く。)
甲第1	29,	4	-	不開示	29頁代理人弁護士氏名
1 号証			i .	部分	(印影除く。)

甲第1	3 1,	5	_	不開示	
2 号証	3 2			部分	
乙第6	3 3,	6	_	不開示	33頁生年月日欄1文字目
号証	3 4			部分	ないし5文字目, 聴取日1
					文字目, 2 文字目,公共職
					業安定所職員の印影
丙第1	35な	7	「京七	左記 3	3 5 頁 1 行目, 2 行目, 1
号証	いし4		職」の	欄を除	3 行目,1 4 行目 2 1 文字
	2		部分	く不開	目,22文字目,15行目
				示部分	5 文字目ないし7 文字目,
					19文字目ないし22文字
					目,16行目6文字目,7
					文字目,22行目6文字
					目,7文字目,27行目1
					6 文字目, 1 7 文字目, 2
					8 行目及び 2 9 行目, 3 7
					頁1行目6文字目,7文字
					目、4行目20文字目ない
					し23文字目,25文字
					目,27文字目,28文字
					目,7行目6文字目,7文
					字目,8行目,9行目2文
					字目,4文字目,5文字
					目,11行目,12行目,
					18行目10文字目,11
					文字目, 2 2 文字目, 2 3 文字目, 1 9 行目, 2 2 行
					3 行目 2 2 文字目, 2 3 文
					311日 2 2 久 子 日
					7行目, 8行目, 17行目
					29文字目,30文字目,
					18行目9文字目ないし1
					2文字目,21行目7文字
					目,8文字目,23行目2
					1 文字目, 2 2 文字目, 2
					9 文字目, 3 0 文字目

丙第2	43な	8	_	不開示	43頁受付印のうち番号部
号証	いし5			部分	分,代理人弁護士氏名(印
	2				影除く。), 2行目1文字
					目,2文字目,7行目,9
					行目ないし21行目8文字
					目、25文字目ないし22
					行目9文字目, 12文字目
					ないし24行目,45頁1
					行目ないし4行目22文字
					目, 5 行目 5 文字目ないし
					26文字目,29文字目な
					いし9行目14文字目,1
					7 文字目ないし 2 5 行目,
					47頁1行目ないし26行
					目, 49頁1行目ないし5
					行目5文字目,22文字目
					ないし9行目14文字目,
					31文字目ないし12行目
					8 文字目,11 文字目,1
					3 文字目ないし 1 5 文字
					目, 32文字目ないし13
					行目 4 文字目, 7 文字目,
					9 文字目ないし1 2 文字
					目,23文字目ないし14
					行目1文字目,18文字目
					ないし17行目8文字目,
					11文字目,13文字目,
					14文字目,31文字目な
					いし19行目12文字目,
					20行目11文字目ないし
					26行目20文字目,31
					文字目ないし33文字目,
					5 1 頁 1 行目ないし 9 行目
丙第 3	53な	9	「京七	左記 3	53頁受付印のうち番号部
号証	いし5		職」の	欄を除	分,1行目,2行目,23
	8		部分	く不開	行目ないし26行目、57
				示部分	頁 8 行目 6 文字目, 7 文字

						目,16行目1文字目,2
						文字目,18行目20文字
						目,21文字目,23行目
						1 文字目, 2 文字目
丙第4	59な	1	_	不開示		5 9 頁受付印のうち番号部
号証	いし7	0		部分		分,代理人弁護士氏名(印
	0					影除く。)、2行目1文字
						目, 2文字目, 7行目ない
						し23行目,61頁1行目
						ないし26行目,63頁1
						行目ないし2行目11文字
						目、3行目9文字目ないし
						8 行目 9 文字目, 1 2 文字
						目ないし22文字目,9行
						目6文字目ないし11行目
						7文字目,20文字目ない
						し26行目,65頁1行目
						ないし9行目8文字目,2
						5文字目ないし10行目1
						8文字目,21文字目ない
						し17行目3文字目,11
						文字目ないし30文字目,
						18行目8文字目ないし2
						0 行目, 2 1 行目 2 9 文字
						目ないし24行目21文字
						目、25行目5文字目ない
						し26行目,67頁1行目
						ないし9行目28文字目,
						10行目27文字目ないし
						1 2 行目 1 2 文字目, 2 3
						文字目ないし14行目19
						文字目,15行目24文字
						目ないし26行目,69頁
						1 行目ないし 9 行目
丙第 5	71な	1	_	不開示	 	7 1 頁 4 行目, 1 0 行目,
号証	いし1	1		部分		1 1 行目 , 1 4 行目ないし
7 1411	2 8			HI. 73		16行目及び18行目ない
						· · IIIXO · · IIIIXV

し20行目,72頁1行目 ないし3行目,5行目7文 字目, 8文字目, 6行目2 文字目ないし6文字目,1 3文字目ないし16文字 目, 34文字目, 35文字 目,12行目1文字目ない し4文字目、8文字目ない し11文字目,16行目1 文字目, 2文字目, 5文字 目, 8文字目, 11文字目 ないし15文字目,21行 目ないし24行目、75頁 20行目8文字目,9文字 目, 76頁8行目28文字 目, 29文字目, 13行 目, 14行目, 17行目3 7文字目ないし39文字 目, 18行目, 19行目8 文字目, 9文字目, 22行 目27文字目ないし30文 字目, 32文字目, 34文 字目, 35文字目, 26行 目, 27行目, 77頁1行 目, 5行目6文字目, 7文 字目, 6行目9文字目, 1 0文字目, 8行目, 10行 目, 12行目, 25行目, 26行目,78頁1行目1 文字目ないし31文字目, 2行目6文字目ないし22 文字目、30文字目ないし 3行目4文字目,17文字 目ないし25文字目,33 文字目ないし5行目10文 字目,24文字目ないし7 行目9文字目,23文字目

ないし8行目20文字目, 28文字目ないし32文字 目, 37文字目ないし9行 目 1 6 文字目, 3 0 文字 目, 35文字目ないし11 行目10文字目,19文字 目ないし32文字目,12 行目1文字目ないし33文 字目、13行目1文字目な いし23文字目、31文字 目ないし14行目,15行 目3文字目ないし17文字 目, 31文字目ないし17 行目12文字目,20文字 目ないし35文字目,18 行目5文字目ないし11文 字目,19文字目ないし2 1行目29文字目,22行 目3文字目ないし26文字 目, 29文字目ないし23 行目, 25行目ないし26 行目12文字目,15文字 目ないし20文字目,28 文字目ないし27行目,2 9行目, 79頁2行目, 3 行目, 5行目, 7行目, 1 4行目15文字目及び16 文字目, 80頁12行目2 3 文字目, 2 4 文字目, 2 6 文字目及び27文字目, 13行目,81頁19行目 19文字目,20文字目, 37文字目,38文字目, 20行目36文字目ないし 2 1 行目, 2 5 行目 2 4 文 字目, 25文字目, 27文 字目, 29文字目, 30文 字目, 84頁7行目35文 字目ないし8行目6文字 目、11行目17文字目な いし23文字目,85頁2 行目29文字目,30文字 目,86頁3行目ないし4 行目22文字目,25文字 目, 27文字目, 30文字 目ないし6行目,8行目, 10行目ないし12行目3 5文字目, 38文字目, 4 0文字目、13行目2文字 目ないし14行目,16行 目, 18行目, 19行目, 21行目, 23行目ないし 25行目,88頁19行 目, 20行目, 22行目, 89頁1行目1文字目ない し3文字目、5行目、7行 目, 9行目, 91頁7行目 2 2 文字目, 2 3 文字目, 33文字目ないし36文字 目,8行目ないし9行目3 文字目、22文字目ないし 26文字目,29文字目な いし10行目4文字目,6 文字目ないし41文字目, 12行目,14行目,16 行目, 18行目, 20行目 1文字目ないし30文字 目, 38文字目ないし22 行目, 92頁1行目1文字 目ないし6文字目,9文字 目ないし21文字目,29 文字目ないし32文字目, 35文字目ないし2行目, 4行目, 6行目, 8行目,

10行目1文字目ないし2 2文字目、25文字目ない し11行目10文字目,1 3文字目ないし41文字 目, 13行目, 15行目, 17行目,19行目,21 行目, 93頁2行目1文字 目ないし30文字目,3行 目4文字目ないし31文字 目, 5行目, 7行目, 9行 目, 11行目, 12行目1 文字目ないし22文字目、 35文字目ないし13行 目, 15行目5文字目, 7 文字目ないし29文字目, 31文字目,33文字目な いし16行目,18行目2 文字目、4文字目ないし6 文字目、8文字目、10文 字目ないし13文字目,2 0行目, 22行目, 94頁 2行目ないし3行目5文字 目、10文字目ないし4行 目、6行目ないし11行 目, 13行目ないし15行 目, 17行目, 19行目, 2 1 行目, 2 2 行目, 2 4 行目, 95頁2行目, 4行 目, 6行目ないし10行目 15文字目,19文字目な いし13行目,15行目, 16行目,18行目,19 行目, 21行目, 23行目 ないし25行目,96頁1 行目, 3行目8文字目ない し6行目6文字目,11文 字目ないし8行目,10行

目ないし12行目1文字 目,5文字目ないし13行 目, 15行目, 17行目, 19行目, 21行目, 97 頁9行目29文字目ないし 10行目,12行目1文字 目ないし7文字目,15文 字目ないし20文字目,1 4行目6文字目ないし26 文字目、29文字目ないし 15行目,17行目,19 行目,21行目1文字目な いし17文字目,23行目 1文字目ないし10文字 目, 13文字目ないし30 文字目, 98頁2行目, 4 行目ないし5行目14文字 目, 19文字目ないし32 文字目, 7行目3文字目な いし8行目、10行目1文 字目ないし36文字目,1 1行目3文字目ないし11 文字目, 13行目, 15行 目8文字目ないし16行目 6 文字目、9 文字目ないし 17行目5文字目,10文 字目ないし16文字目,2 1文字目ないし18行目2 1文字目、25文字目ない し20行目14文字目,1 6文字目、18文字目ない し20文字目,23文字目 ないし25文字目、32文 字目ないし21行目39文 字目、22行目6文字目な いし11文字目,16文字 目ないし18文字目、22

文字目ないし23行目14 文字目、19文字目ないし 30文字目、37文字目な いし41文字目,24行目 3文字目ないし11文字 目, 16文字目ないし35 文字目, 99頁1行目, 3 行目ないし4行目15文字 目, 17文字目ないし19 文字目、22文字目、23 文字目, 26文字目ないし 5行目2文字目,15文字 目ないし19文字目,22 文字目ないし6行目15文 字目,28文字目ないし3 2文字目、37文字目ない し7行目、9行目、11行 目, 13行目ないし15行 目19文字目,26文字目 ないし17行目4文字目, 11文字目ないし18行目 9文字目、17文字目ない し20文字目,25文字目 ないし19行目24文字 目, 27文字目, 28文字 目, 32文字目ないし20 行目11文字目,19文字 目ないし36文字目,39 文字目ないし22行目,2 4行目1文字目ないし11 文字目, 24文字目, 27 文字目, 28文字目, 33 文字目, 34文字目, 38 文字目ないし25行目28 文字目、36文字目ないし 26行目2文字目,15文 字目ないし40文字目,1

00頁1行目, 3行目, 5 行目ないし7行目, 9行目 1文字目ないし7文字目, 15文字目ないし10行目 12文字目,20文字目な いし11行目,13行目, 14行目,16行目,18 行目ないし23行目36文 字目, 40文字目ないし2 4行目24文字目,27文 字目, 29文字目, 32文 字目ないし40文字目、2 5行目7文字目ないし40 文字目, 101頁1行目, 2行目、4行目1文字目な いし25文字目、33文字 目ないし7行目、9行目1 文字目ないし22文字目, 30文字目ないし11行 目、13行目、15行目な いし22行目、24行目な いし26行目,102頁1 行目, 3行目, 4行目1文 字目ないし3文字目,6文 字目, 8文字目, 10文字 目ないし28文字目,31 文字目、33文字目、36 文字目ないし8行目34文 字目, 37文字目ないし1 0 行目, 1 2 行目ないし1 4行目26文字目,28文 字目ないし18行目,20 行目ないし23行目8文字 目, 11文字目, 14文字 目, 16文字目ないし40 文字目, 25行目, 103 頁1行目, 3行目, 5行目

ないし7行目22文字目, 25文字目ないし27文字 目, 30文字目ないし33 文字目, 8行目6文字目な いし40文字目,10行 目, 12行目ないし15行 目6文字目、9文字目ない し34文字目、17行目、 19行目1文字目ないし4 文字目、7文字目ないし9 文字目、12文字目ないし 2 2 行目, 2 4 行目, 1 0 4頁2行目ないし6行目2 2文字目、25文字目ない し27文字目,30文字目 ないし7行目、9行目ない し10行目36文字目,3 9文字目,11行目2文字 目ないし12行目25文字 目, 28文字目ないし13 行目, 15行目1文字目な いし25文字目、28文字 目ないし30文字目、33 文字目ないし36文字目, 16行目10文字目ないし 17行目,19行目,21 行目ないし26行目、10 5頁2行目1文字目ないし 5 文字目、8 文字目、11 文字目ないし3行目7文字 目,13文字目ないし9行 目, 11行目, 12行目, 14行目,16行目,18 行目,20行目1文字目な いし12文字目,18文字 目ないし22行目,24行 目1文字目,8文字目ない

し39文字目,106頁1 行目1文字目ないし38文 字目, 40文字目, 2行目 2文字目ないし16文字 目, 23文字目ないし33 文字目, 3行目5文字目な いし15文字目,5行目, 8行目ないし9行目30文 字目, 36文字目ないし1 4行目34文字目,36文 字目, 38文字目ないし1 5行目10文字目,22文 字目ないし16行目,18 行目, 20行目, 21行 目, 110頁24行目, 1 11頁1行目ないし12行 目2文字目、16文字目な いし14行目34文字目, 15行目8文字目ないし2 2 行目, 2 4 行目ないし2 6行目2文字目,11文字 目ないし22文字目,25 文字目ないし42文字目, 28行目3文字目ないし5 文字目, 8文字目ないし1 7文字目,112頁1行目 ないし5行目,7行目ない し9行目36文字目、39 文字目ないし13行目,1 5 行目ないし 1 7 行目 2 8 文字目, 31文字目ないし 1 9 行目, 2 1 行目, 2 3 行目, 25行目, 113頁 2行目1文字目ないし17 文字目、20文字目、22 文字目ないし3行目,5行 目、7行目ないし10行

目,12行目1文字目ない し8文字目、11文字目、 14行目,15行目,17 行目8文字目ないし12文 字目、15文字目ないし2 2文字目、26文字目ない し20行目5文字目、9文 字目ないし26行目,11 4頁1行目ないし2行目1 3文字目、16文字目ない し27文字目,31文字目 ないし5行目16文字目, 19文字目ないし7行目2 1 文字目, 2 4 文字目, 2 6文字目ないし8行目23 文字目、26文字目ないし 10行目30文字目,34 文字目ないし12行目30 文字目、34文字目ないし 17行目,19行目,24 行目ないし29行目,11 5頁1行目ないし3行目1 8文字目、26文字目ない し4行目5文字目、13文 字目ないし13行目,15 行目, 17行目1文字目な いし28文字目,35文字 目ないし19行目10文字 目, 18文字目, 21文字 目, 22文字目, 25文字 目ないし27文字目,31 文字目ないし21行目,2 3行目1文字目ないし3文 字目, 6文字目ないし12 文字目, 25行目3文字目 ないし11文字目,15文 字目ないし26行目,11

6頁2行目, 4行目, 7行 目ないし9行目,11行目 1文字目ないし7文字目, 20文字目ないし17行目 12文字目、16文字目な いし22行目1文字目,8 文字目ないし23行目及び 25行目,117頁17行 目, 18行目, 21行目, 22行目、23行目ないし 2 4 行目 8 文字目, 2 1 文 字目ないし25行目12文 字目、33文字目ないし4 0文字目,118頁1行目 1文字目ないし24文字 目,2行目ないし4行目, 6 行目ないし 1 5 行目 2 7 文字目, 31文字目ないし 18行目26文字目,30 文字目ないし20行目,2 2行目、24行目ないし2 8行目26文字目,31文 字目ないし40文字目,1 19頁1行目ないし3行 目, 6行目ないし8行目, 10行目ないし14行目8 文字目、21文字目ないし 18行目9文字目,13文 字目ないし27文字目,3 1文字目ないし19行目, 22行目及び23行目,1 20頁5行目ないし7行 目, 9行目, 10行目ない し14行目,16行目ない し20行目,23行目,2 4行目、121頁1行目な いし3行目15文字目,1

9文字目ないし5行目,1 1 行目ないし12 行目36 文字目、40文字目ないし 1 4 行目 3 0 文字目, 3 7 文字目ないし17行目30 文字目, 3 4 文字目ないし 23行目, 26行目, 12 2頁1行目ないし5行目, 7行目ないし18行目,2 5 行目, 2 7 行目, 1 2 3 頁2行目ないし3行目25 文字目、27文字目ないし 33文字目,37文字目な いし5行目29文字目,3 4文字目ないし6行目,8 行目1文字目ないし17文 字目,21文字目ないし1 1行目, 13行目1文字目 ないし22文字目、25文 字目ないし14行目,16 行目, 18行目ないし19 行目6文字目、9文字目な いし23文字目,26文字 目ないし36文字目,21 行目1文字目ないし3文字 目,6文字目ないし13文 字目, 124頁2行目6文 字目ないし16文字目,4 行目1文字目ないし25文 字目,28文字目ないし5 行目,7行目ないし9行 目, 11行目ないし19行 目37文字目,20行目3 文字目ないし25行目,2 7行目, 125頁2行目, 4行目ないし6行目,8行 目, 10行目, 126頁1

	Ī		T	-	
					5 行目ないし2 0 行目 1 4
					文字目、27文字目ないし
					2 4 行目 1 5 文字目, 2 2
					文字目ないし25行目21
					文字目, 34文字目ないし
					27行目,127頁1行目
					ないし8行目, 9行目7文
					字目ないし14行目
丙第6	1 2 9	1	_	不開示	129頁受付印の番号部
号証	ないし	2		部分	分、代理人の氏名、郵便番
	1 4 0				号,事務所所在地,事務所
					名,資格及び電話番号,1
					3 1 頁 3 行目ないし 7 行
					目,133頁受付印の番号
					部分、代理人弁護士の氏名
					(印影除く。),事務所所
					在地, 郵便番号, 事務所
					名、FAX番号及び電話番
					号,137頁代理人弁護士
					氏名(印影除く。), 2行
					目 1 文字目, 2 文字目, 8
					行目, 9行目1文字目ない
					し8文字目, 25文字目な
					いし11行目8文字目,2
					2文字目ないし12行目2
					1 文字目,2 4 文字目,2
					6 文字目,13行目1文字
					目ないし5文字目,8文字
					目,10文字目,13文字
					目ないし15文字目,21
					文字目ないし24文字目,
					14行目10文字目ないし
					19文字目,25文字目な
					いし16行目10文字目,
					13文字目,15文字目,
					18文字目ないし29文字
					目、17行目14文字目な
L	L	<u> </u>	l	<u> </u>	

		1			
					いし19行目6文字目,2
					1文字目ないし20行目6
					文字目、20文字目ないし
					2 1 行目 3 文字目, 9 文字
					目ないし11文字目、16
					文字目ないし22行目3文
					字目,16文字目,19文
					字目ないし24行目、13
					9頁1行目1文字目ないし
					5 文字目, 2 行目 1 文字目
					ないし13文字目、19文
					字目ないし4行目3文字
					目, 9文字目ないし6行目
					20文字目,7行目9文字
					目ないし9行目5文字目,
					10行目6文字目ないし1
					5 文字目、22文字目ない
					し13行目11文字目,1
					4 行目 1 文字目ないし1 3
					文字目,15行目1文字目
					ないし25文字目,16行
					目4文字目ないし16文字
					目
丙第7	1 4 1	1	_	不開示	141頁1行目,代理人弁
号証	ないし	3		部分	護士の氏名、所属事務所の
	166				名称及び所在地、143頁
					7 行目 2 9 文字目, 3 0 文
					字目,11行目7文字目,
					8文字目,27行目16文
					字目,17文字目,28行
					目及び29行目、145頁
					1 行目, 2 行目 8 文字目,
					9 文字目, 6 行目 3 文字目
					ないし6文字目,8文字
					目,10文字目,11文字
					目,8行目16文字目,1
					7 文字目,10行目10文
<u> </u>	<u> </u>	L	<u> </u>	<u> </u>	

字目ないし20文字目,1 1行目6文字目ないし13 行目, 19行目5文字目, 6 文字目, 2 1 行目 8 文字 目, 9文字目, 20文字 目, 21文字目, 22行 目, 24行目7文字目, 8 文字目, 28行目ないし3 0行目8文字目,25文字 目ないし31文字目,14 7頁1行目1文字目ないし 11文字目,28文字目な いし2行目2文字目、8文 字目ないし21文字目,2 7文字目ないし4行目4文 字目、21文字目ないし5 行目5文字目,11文字目 ないし6行目22文字目, 25文字目,27文字目, 30文字目ないし17行 目, 149頁10行目6文 字目, 7文字目, 14行目 ないし17行目,24行目 7 文字目, 8 文字目, 1 1 文字目ないし25行目,2 6 行目 5 文字目, 6 文字 目, 13文字目, 14文字 目, 151頁31行目26 文字目, 27文字目, 33 行目, 153頁15行目1 文字目, 2文字目, 17行 目ないし22行目,24行 目20文字目,21文字目 155頁5行目,6行目9 文字目、10文字目、8行 目 9 文字目, 1 0 文字目, 12行目9文字目,10文 字目, 30文字目ないし1 3行目11文字目,15行 目17文字目,18文字 目, 157頁32行目7文 字目ないし10文字目,1 2 文字目, 1 4 文字目, 1 5文字目, 33行目22文 字目, 23文字目, 159 頁3行目29文字目,30 文字目, 6行目 16文字 目, 17文字目, 30文字 目, 31文字目, 9行目6 文字目ないし10行目2文 字目,8文字目ないし16 文字目、11行目29文字 目、12行目14文字目な いし13行目10文字目, 15行目12文字目ないし 14文字目、31文字目な いし16行目,19行目な いし20行目22文字目, 21行目7文字目ないし2 6文字目, 26行目12文 字目ないし27行目2文字 目, 19文字目ないし28 行目8文字目, 29行目1 3文字目ないし31文字 目, 30行目, 31行目, 161頁3行目7文字目, 8文字目,8行目ないし9 行目5文字目,16文字目 ないし22文字目,18行 目1文字目ないし27文字 目及び19行目9文字目な いし22行目,27行目3 1文字目, 28行目1文字 目, 163頁4行目24文

			字目,25文字目,5行目
			5 文字目,6 文字目,16
			5頁5行目1文字目,2文
			字目